

前橋市人材育成・確保基本方針（令和8年4月改正）【概要】

改正の趣旨と目的

- ・本市では、平成23年5月に「前橋市人材育成基本方針」を策定し、平成28年度には新人事評価制度の導入に合わせた改訂を行うなど、時代の変化に応じた人材育成に取り組んできましたが、近年の社会環境の急激な変化や新たな行政課題の発生により、従来の方針の見直しが必要となってきました。
- ・令和5年12月に総務省が改正した「人材育成・確保基本方針策定指針」に基づき、「人材育成」に加えて、「人材確保」、「職場環境の整備」、「デジタル人材の育成・確保」に関する内容を盛り込み、「前橋市人材育成・確保基本方針」へと改正しました。
- ・職員が主体的に学び、成長できる仕組みを再構築するとともに、個々のキャリア形成と組織全体の発展の両立を目指します。

主な改正ポイント

①人材育成・確保体系の再構築

- ・令和6年12月に策定した「前橋市職員クレド」を、人材育成・確保の全体像の中に組み込みました。
- ・国の改正に即して、「人材確保」「人材育成」「人事管理」「職場環境の整備」の4つの視点に再構築し、それぞれの取組を新たに整備し直しました。

②求められる能力

- ・複雑化・多様化する行政課題に対し、柔軟かつ的確に、そして将来を見据えて対応できる能力が求められることから、「政策形成力・行政経営力」を新たに設定しました。
- ・組織運営や人材育成の重要性が高まっていることから、従来の「育成・成長力」のうち「育成力」を細分化し、「マネジメント力・成長力」として再整理しました。

③DX人材の育成

- ・DXの推進を組織全体の継続的な活動とするために、取り組みを具現化できる人材を着実に育成していくことが重要であることから、DX人材の定義と育成の方向性を明確にし、組織全体の人材育成の一環と位置付けました。

前橋市人材育成・確保基本方針（令和8年4月改正）【概要】

基本方針全体イメージ

